

平成 30 年度国立研究開発法人理化学研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人理化学研究所（以下、「理研」という。）は、事業及び事務の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

理研は、我が国で最大規模かつ最高水準にある、自然科学全般に関する総合的研究機関であり、常に世界トップレベルの研究成果の創出を目標とし、優れた研究環境や先進的な研究システムの整備に努めるとともに、研究開発能力を強化し、新たな分野を切り開く努力を行っている。

- (1) 理研における平成 29 年度の契約状況は表 1 のとおり、契約件数は 3,143 件、契約金額は 559 億円である。このうち競争性のある契約は 2,463 件 (78.4%)、339 億円 (60.6%) であり、競争性のない契約は、680 件 (21.6%)、221 億円 (39.4%) となっている。

平成 28 年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は 94 件増加となっているが、契約案件に占める随意契約の割合は平成 28 年度と同様 21.6%となっている（詳細では 0.01%の減）。なお、表 1 には研究所の業務を遂行するにあたり、競争性のない随意契約とせざるを得ない外部資金に係る委託研究契約や企業等との共同研究契約 161 件、約 15 億円（平成 28 年度は 138 件約 11 億円であり 23 件、4 億円増）が件数、金額に含まれている。

表 1 平成 29 年度の理化学研究所の調達全体像

(単位：億円)

| | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 比較増△減 | |
|--------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|--------------------|----------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | 2,031 (75.0%) | 299 (61.5%) | 2,387 (75.9%) | 329 (58.8%) | 356 (17.5%) | 30 (10.2%) |
| 企画競争・公募 | 90 (3.4%) | 9 (1.8%) | 76 (2.5%) | 10 (1.7%) | △ 14 (△ 15.6%) | 0 (11.1%) |
| 特例随意契約 | — () | — () | — () | — () | — () | — () |
| 競争性のある契約(小計) | 2,121 (78.4%) | 308 (63.3%) | 2,463 (78.4%) | 339 (60.6%) | 342 (16.1%) | 31 (10.1%) |
| 競争性のない随意契約 | 586 (21.6%) | 179 (36.7%) | 680 (21.6%) | 221 (39.4%) | 94 (16.0%) | 42 (23.5%) |
| 合計 | 2,707 (100%) | 487 (100%) | 3,143 (100%) | 559 (100%) | 436 (16.1%) | 73 (15.0%) |

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

(注3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、交渉の結果随意契約としたものを含む。

(2) 理研における平成29年度の競争入札案件に占める一者応札・応募の状況は表2のとおり、応札・応募が1者であった契約の件数が1,758件(72.8%)、金額は201億円(64.6%)である。これは、理研が独創的・先端的な研究機関であり最新の技術を取り入れたものや、世界最高水準の高度な技術を要求することから、対応できる業者が限定的であることが多いということ等が原因として考えられる。

平成28年度と比較すると、全件数に占める1者以下の応札・応募の割合は減少し、2者以上の応札・応募が増加している。これは、公正性、競争性を担保するために、調達等合理化計画に基づき、適正な仕様書の作成を行うよう研究室等要求元に対し啓発に努めたことや通常より長めの公告期間を設けたこと等による効果があったと考えられる。

表2 平成29年度の理化学研究所の1者応札・応募状況 (単位:億円)

| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 比較増△減 |
|------|----|--------------------|--------------------|-----------------|
| 2者以上 | 件数 | 564 (27.1%) | 658 (27.2%) | 94 (16.7%) |
| | 金額 | 94 (35.2%) | 110 (35.4%) | 17 (17.0%) |
| 1者以下 | 件数 | 1,516 (72.9%) | 1,758 (72.8%) | 242 (16.0%) |
| | 金額 | 173 (64.8%) | 201 (64.6%) | 28 (16.2%) |
| 合計 | 件数 | 2,080 (100.0%) | 2,416 (100.0%) | 336 (16.2%) |
| | 金額 | 267 (100.0%) | 311 (100.0%) | 44 (16.5%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

1. の現状分析等及び理研における調達の特性を踏まえ総合的な検討を行った結果、法人の使命である「研究成果の最大化」を推進するために、以下、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 随意契約に関する取組

随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月閣議決定)」において、「一般競争入札を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること」との方針が示されたことに基づき、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、理化学研究所の研究開発業務の特性を考

慮した適切な調達ができただかを検証する。また調達においては一般競争入札を原則とするが、多様な調達に対応するため以下の調達方式も活用する。

【入札基準額以上の契約事案に占める競争性のない随意契約となった案件が随意契約として適切なものであったか。また、下記方式の効果も検証する。】

① 企画競争方式

発注する業務に関する企画提案や技術提案を広く公募し、その提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手として選定する企画競争を実施する。

【随意契約における企画競争方式を実施した結果、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手とできたか具体的事例をもって検証する。】

② 随意契約の事前確認公募方式

専門知識や経験、特殊な技術等が不可欠な案件について、特定の者との随意契約による契約を締結する場合に、事前に案件の仕様書を公表して、業務の実施に必要な要件を明示することで、契約締結を予定している者以外で当該業務を実施することができる者の有無を確認することにより、競争性及び透明性を確保する。

【随意契約の事前確認公募を実施した件数、また、随意契約の事前確認公募を実施した結果入札へ移行することとなった件数等を把握するなど効果に関するヒアリングを行い、競争性及び透明性が確保できたか検証する。】

(2) 一者応札・一者応募に関する取組

【競争入札に占める一者応札・応募の件数等を、以下の施策を着実に実施することで低減に努める。また、以下の施策の効果を検証する。】

① 調達情報公開の継続

供給業者が調達内容の詳細を容易に取得できるように理研のホームページ上に調達情報を掲載し、仕様書等をダウンロードできるようにしている。

また、希望する業者に対しては、入札情報の自動配信サービスも実施している。

今後も供給業者が調達内容を把握できるよう調達情報の公開に努めていく。

【公告の掲示版への掲示だけでなく、ホームページにも掲載を行ったか。入札情報の自動配信サービスを実施したことでの業者等からの反応や関心等効果の検証。】

② 公正性、競争性の担保

調達要求元が仕様書を作成する際に、過度な制限や一者偏重（特化）になることを避け公正性、競争性を担保するために、適正な仕様書の作成を行うよう研究室等要求元に対し啓発に努める。

【仕様書の作成に関する注意、啓発等の回数。会議等での発表回数。】

③ 入札参加要件の緩和

競争参加者に対して求める実績については、調達対象分野における経験及び技術力の確保を目的とした実績要件から、可能な範囲で必要最低限の経験及び技術力の確保を実績要件とするよう緩和に努める。

【入札参加の緩和を行った件数、及び、その結果一者応札・一者応募が改善された件数を分析し、改善効果を検証する。】

④ 公告期間の確保

理研の契約事務取扱細則においては、「一般競争に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日以前に掲示、その他の方法により公告するものとする。」と定められているが、実際には、「止むを得ない場合を除き、業務日で10日以前に公告する。」こととして、応札者が十分な準備期間を確保できるよう配慮している。

今年度も引き続き、案件ごとの特殊性も考慮の上、より適切な公告期間の確保に努めていく。

【公告期間を業務日で10日間とした入札件数、業務日で10日を超えて公告期間を確保した件数、公告期間の短縮を行った件数を比較しより長く確保したか検証する。】

(3) 単価契約及び一括契約の締結促進の取組

随意契約の件数を削減し、効率的な予算執行を実施するため、研究用、事務用及び管理用の消耗品や耐久消費財、役務等について、単価契約及び一括契約の締結を促進するとともに、調達を集約効果による事務業務の負担軽減を目指す。

【単価契約及び一括契約による調達を業務効率の向上につながるよう検討した上で実施し、効果についてヒアリング等により検証する。】

(4) Web 調達の活用

少額で購入頻度の高い消耗品等の調達の単価契約化及び研究室による発注手続きの効率化に資するものとして、近年発達してきたWeb調達が挙げられる。

これまで和光事業所において運用してきたが、研究室サイドの事務処理の軽減となることも確認され、また研究費不正使用防止も期待される点も踏まえて、全所的な展開を行う。

【Web調達契約の全所的展開を行う。】

(5) 新たな随意契約方式導入の検討

特定国立研究開発法人における新たな調達方式として「特定研究開発法人の調達に係る事務について」（平成29年3月内閣総理大臣・総務大臣決定）において認められている特定国立研究開発法人特例随意契約（以下「特例随契」という。）の導入については、対象となる案件の件数・比率などからその効果と調達事務業務における負担などを検証し、導入についての検討を行う。

【年度における特例随契の対象となる案件の比率と契約事務における業務負担の検証を行うことで特例随契導入について検討する】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 発注権限の遵守

理化学研究所においては原則としてすべての発注は契約担当部署から行なっている。緊急を要する場合等には予め定められた「契約担当役の代行者」が発注を行なえることとしている。

【緊急を要する場合等を除いて契約担当部署からの発注としたか。】

(2) 随意契約に関する内部統制の確立

入札実施基準額を超える随意契約案件については、事前に契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との合規性の観点から適否の審査を受ける。

【契約審査委員会により、3000万円を超える随意契約希望事案については全数を審査する。また、3000万円未満のものについても、少額随意契約以上で競争性のない随意契約についてはメールでの審査を実施する。】

(3) 契約依頼者以外の契約担当部署による納品確認の徹底

検収にあたっては、契約依頼者以外の契約担当部署（納品確認センター及び納品確認スタッフ）による納品確認を実施しているが、不正防止の観点から確実に実施する必要がある。

【物品の納品にあたって、確実に納品確認を行ったか。】

(4) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、過去の不祥事の事例を含めて調達手続の枠組みを契約担当部署で共有すると共に、研究者へHP等で周知徹底する。

【事業所の契約担当者間の会議で共有を行ったか。研究室へ周知を行ったか。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討委員会を設置した。（平成27年12月24日規程第103号） 調達等合理化委員会を中心に、調達等合理化に取り組むものとする。

また、必要に応じて同委員会に作業部会を置き、具体的な作業等を行うものとする。

調達等合理化検討委員会の構成

委員長：財務担当理事

委員：

- ・ 副理事のうちから理事（財務担当）が指名する者
- ・ 財務部長
- ・ 和光事業所経理部長

- ・筑波事業所研究支援部長
- ・横浜事業所研究支援部長
- ・神戸事業所研究支援部長
- ・播磨事業所研究支援部長

上記のほか、委員長は、必要に応じて委員を指名可能。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して「契約状況の点検・見直し方針」(平成 21 年 11 月 26 日理事会議決定)に該当する個々の契約案件の点検・見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、理研のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上